

太陽光発電設備等の導入に関する調査

結果報告書

令和6年3月

総務省行政評価局

前 書 き

我が国では、令和 32 年までにカーボンニュートラルの実現を目指すとともに、12 年度の温室効果ガス排出量 46%削減に向けて再生可能エネルギーの電源比率を倍増(元年度比)する計画¹を策定し、その導入を促進している。

固定価格買取制度が平成 24 年 7 月に導入されて以降、全国で太陽光発電設備等の導入が拡大された一方、一部の太陽光発電設備等に関し、地域の現場では、地域住民への説明が十分になされないまま事業が開始される例、発電設備の設置後に土砂が流出する例などのトラブル等が発生している。

今般、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）が改正され、令和 6 年 4 月から、発電事業者が事業内容を周辺地域に説明会の開催等により事前周知することを認定要件とするほか、関係法令等の遵守義務に違反している場合には、交付金相当額を積立金として積み立てるべきことを命じ、発電事業者への交付を一時停止することができる措置を講ずるなど、地域と共生した再生可能エネルギー導入のための事業規律の強化を図ることとされた。

太陽光発電設備等の適正な導入促進のためには、今回の法改正等も含め現場で必要な措置が円滑に実行され、地域でのトラブル等の発生防止、地域住民の理解促進などの取組が進む環境の整備が喫緊の課題となっている。

本調査は、地域と共生を図りつつ、太陽光発電設備等の適正な導入が円滑に進められるための仕組みや運用の改善策、その進捗を把握するための方法を検討することを目的として実施したものである。

¹ 令和 3 年 10 月に策定された第 6 次の「エネルギー基本計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）

目 次

第1 調査の目的等.....	1
第2 基礎調査及び実地調査からみたトラブル等の概況等	2
1 太陽光発電設備等の認定及び導入（稼働）の状況	2
2 トラブル等の内容	2
3 トラブル等に対する市町村の対応状況.....	5
第3 把握した課題と改善策等	6
1 周辺地域への事前周知に関する対策.....	6
2 トラブル等の未然防止対策	9
(1) 事業計画の申請時（太陽光発電設備等設置前）における改善策.....	9
(2) 太陽光発電設備等設置後における改善策.....	10
3 稼働後における発電事業者等の最新の連絡先の的確な把握.....	14
4 地方公共団体との連携	16
(1) 認定設備や発電事業者等に関する情報の共有.....	16
(2) 関係法令違反等に関する情報の共有.....	18
5 発電事業者への適切な指導等の実施.....	21
第4 事例集.....	27
1 実地調査で把握した主なトラブル等（トラブル等の類型別）	27
2 周辺地域への事前周知に関する対策.....	34
3 トラブル等の未然防止対策	37
4 稼働後における発電事業者等の最新の連絡先の的確な把握.....	39
第5 その他（参考情報）	40
1 営農型太陽光発電	40
2 再エネ特措法に基づく調達期間を終了した発電設備の廃棄等.....	44
3 再エネ特措法の認定を受けていない発電設備	46
第6 あとがき.....	48
資料編.....	49

用語集

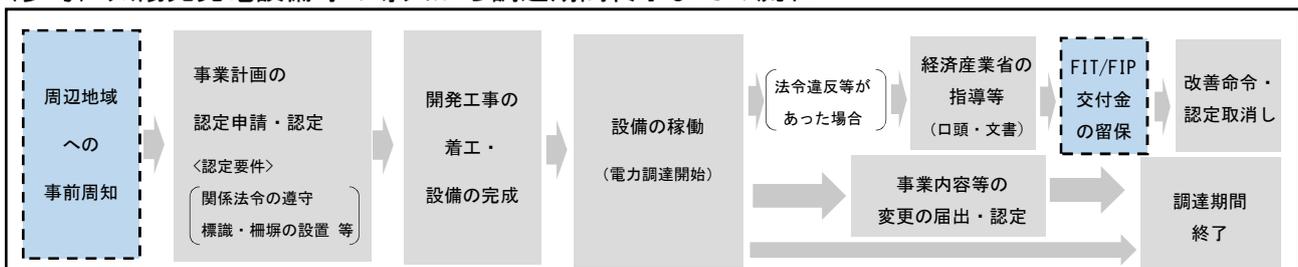
本報告書で複数の項目等に登場する用語（略語を含む。以下同じ。）は、以下のとおりとする。

用語	
市	個別の市町村名は記載せず、「市」と表記している。
県	個別の都道府県名は記載せず、「県」と表記している。
地方公共団体	都道府県と市町村の双方を指す。
自治会	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体その他これに類する団体（自治会、町内会、町会、区会、区など）
再エネ特措法	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）
法改正	脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 44 号）による再エネ特措法の改正
改正法	令和 5 年 6 月の法改正後の再エネ特措法（令和 5 年 6 月 7 日公布、6 年 4 月 1 日施行）
再エネ特措法施行規則	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）
太陽光発電設備等	再生可能エネルギー発電設備である太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備等（再エネ特措法第 2 条）のうち、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定件数の多くを占める太陽光発電設備及び風力発電設備を「太陽光発電設備等」としている。
事業計画策定ガイドライン	再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則に基づき発電事業者に遵守が求められる事項（遵守事項）及び適切な事業実施のために推奨される事項（努力義務）について、内容や考え方が記載されているガイドライン（再生可能エネルギー発電設備の種類別に策定）
太陽光発電ガイドライン	「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（平成 29 年 3 月策定。資源エネルギー庁）
風力発電ガイドライン	「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（平成 29 年 3 月策定。資源エネルギー庁）
太陽光発電ガイドライン等	「太陽光発電ガイドライン」、「風力発電ガイドライン」を合わせて「太陽光発電ガイドライン等」としている。
説明会等ガイドライン	「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（令和 6 年 2 月策定。資源エネルギー庁）

事業計画	<p>発電事業者が経済産業大臣に、FIT（再生可能エネルギーを固定価格で買い取る固定価格買取制度（Feed-in Tariff））やFIP（売電価格にプレミアム（供給促進交付金）を上乗せする制度（Feed-in Premium））の認定を申請する場合に作成する再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（記載事項は再エネ特措法第9条第2項に規定。また、申請については、再エネ特措法施行規則第4条の2第1項により申請の際の申請様式が、同条第2項等に添付書類が規定）</p>
発電事業者	<p>太陽光発電設備等の維持、運営を行おうとする、又は行っている事業者で、事業計画の認定を受けると認定事業者となる事業者。認定後も認定事業者ではなく、発電事業者と表記している。</p>
定期報告	<p>発電事業者に提出が義務付けられている再エネ特措法施行規則第5条第1項第6号に基づく「設置費用報告」及び同項第7号に基づく「運転費用報告」を指す。</p>
設備 ID	<p>FIT 又は FIP の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に付与される識別番号</p>
事業計画認定情報公表用ウェブサイト	<p>認定された事業計画（発電出力が20kW未満の太陽光発電設備に係るものを除く。）に係る設備 ID、発電設備の所在地のほか、発電事業者の名称、住所、電話番号等の情報が公表されている経済産業省（資源エネルギー庁）のウェブサイト</p>
「再生可能エネルギー電子申請」サイト	<p>FIT や FIP の制度に関して、ユーザの種類別に以下の申請等の手続や情報の閲覧を行うことができる経済産業省（資源エネルギー庁）のウェブサイト</p> <p>① ログイン ID を取得した発電事業者 認定申請、届出、連絡先情報の変更、定期報告等の手続</p> <p>② ログイン ID を取得した地方公共団体 認定設備情報等の検索・閲覧、関係法令違反の通報、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例の検索</p>
認定設備情報等	<p>経済産業省（資源エネルギー庁）の「再生可能エネルギー電子申請」サイト上で、ログイン ID を取得した地方公共団体等に提供されている、「設備申請情報」（申請手続中の設備の情報を掲載）と「認定設備情報」（既に認定を受けている設備の情報を掲載）を指す（地方公共団体等は承認された閲覧範囲の地域内の設備に係る情報が閲覧でき、「事業計画認定情報公表用ウェブサイト」では公表されていない個人で発電事業者となっている者の氏名、住所及び電話番号や保守点検責任者の氏名及び電話番号等も掲載）。</p>
事業計画認定情報公表用ウェブサイト等	<p>「事業計画認定情報公表用ウェブサイト」、「設備申請情報」、「認定設備情報」を合わせて「事業計画認定情報公表用ウェブサイト等」としている。</p>

第2次取りまとめ	<p>総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代型電力ネットワーク小委員会 再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ 第2次取りまとめ（令和5年11月28日）</p>
低圧案件、高圧案件	<p>太陽光発電設備等は、一般送配電事業者の送電線等と接続する系統連系時の電圧要件等により、下記の項目のように「低圧案件」や「高圧案件」等に分類することができ、電気事業法（昭和39年法律第170号）の改正（令和5年3月20日施行）により、従来、高圧案件に含まれる「事業用電気工作物」を対象としていた技術基準の適合維持義務や使用前自己確認等の安全規制について、低圧案件に含まれる「小規模事業用電気工作物」と呼ばれる10kW以上50kW未満の太陽光発電設備、20kW未満の風力発電設備も対象となった。</p> <p>また、再エネ特措法に基づく買取価格等にも差がある。</p>
低圧案件	<p>発電設備の発電出力が、太陽光発電設備については50kW未満のもの、風力発電設備については20kW未満のものを指す。</p>
高圧案件	<p>発電設備の発電出力が、太陽光発電設備については50kW以上のもの、風力発電設備については20kW以上のものを指す。</p> <p>このうち、発電出力2,000kW以上を「特別高圧」という（太陽光発電設備では、1,000kW（1MW）以上がいわゆる「メガソーラー」）。</p>
廃棄等費用積立制度	<p>事業用太陽光発電設備（発電出力が10kW以上のもの）について、調達期間の終了前10年間、想定される廃棄等費用の額を、源泉徴収的に電力広域的運営推進機関（再生可能エネルギー発電促進賦課金の回収・分配等を行っている機関）に対して外部積立（発電事業者を支払われる調達価格（交付金）から控除）させる制度（改正法第15条の12第2項及び第3項）</p>

（参考）太陽光発電設備等の導入から調達期間終了までの流れ



- （注） 1 資源エネルギー庁の資料に基づき、当省が作成した。
2 枠線が破線のものは、改正法で新たに創設された措置等を指す。